

大江町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

大江町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	7

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

第4次大江町教育振興計画における学校教育の目標「生きる力・未来を切り拓く力を育む学校教育の推進～子どもたちの自己実現のために～」を具現化するためには、教育職員一人一人が持つ専門性をフルに発揮しなければならない。「働きやすさ」と「働きがい」を両立することで、その専門性が発揮されるものととらえ、この計画を作成するものである。

(2) 本町の現状

本町では、令和7年8月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「大江町教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、規則制定前の令和6年度は以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月30.45時間	12.1%	0%
中学校	月29.10時間	8.7%	0%

時間外在校等時間が80時間を超える割合が0%、45時間を超える割合も10%前後となっており、県平均と比較すると時間外在校等時間は短いと言える。ただし、個人別に見ると、若手等の職員や管理職及び主任級の教育職員の超過時間が多くなっている。これは、若手等の経験不足からの教材研究や保護者対応等に多くの時間を費やすことが主な要因ととらえている。そして、それを支える管理職や主任級の教育職員が業務を多く担う傾向があり、結果的に偏った超過時間が発生している。したがって、若手等の職員の負担軽減を図るための時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○ 本計画における目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和5 or 6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数10日以上を維持する。【令和5年度12.4日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合10%以下を維持する。
【令和6年度8.6%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値100以下を維持する。【令和6年度79】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度 ～ 令和12年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、日常的には交通指導員による通学路の見守り活動を中心に保護者や地域にも任ってもらうよう働きかける。

②放課後から夜間などにおける郊外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 学校PTA警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護

者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校給食費の全児童生徒無償化により、事務的な業務負担の軽減を図っていく。
- ・教員業務支援員を配置し、学校徴収金に係る業務負担の軽減を図る。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動推進員を拠点校に配置及び増員し、地域人材の発掘、連絡調整等を担う体制を充実させる。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・令和12年度までに、首長部局とも連携し、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関において当該苦情等に助言できる体制を構築する。

教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教員業務支援員を配置することで、これまで担当職員が担っていた行政機関からの調査対応について、代理入力や取りまとめといった業務を任せることで、教員の負担軽減につなげていく。
- ・必要な調査か否か、教育委員会で精査した上で学校へ依頼をする。

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成

- ・各校の判断により作成するものとし、教育委員会からは作成の依頼はしない。
- ・広報資料の配信については、一斉配信システムを活用することで事務負担を軽減する。

⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・日常的な保守・管理については、業者へ委託をする。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備

- ・必要に応じて、体育館等の施設予約申請をWEB予約に変更し、学校職員の負担を軽減する。
- ・中学校に関しては、町営プールを使用することで、施設管理は外部が行う。

⑩校舎の開錠・施錠

- ・休日等の勤務時間外における校舎の開錠・施錠に関しては、教育委員会の管理下において行う。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・町の学習生活支援員を配置することにより、休み時間の見守りの負担を軽減する。

⑫校内清掃

- ・週の清掃回数を見直すような日課表を推奨する。
- ・高窓清掃やワックスがけは業者へ依頼し、計画的に実施する。

⑬部活動

- ・令和8年度から休日の全ての部活動は行わないこととする。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、地域展開を模索していく。
- ・部活動指導員を配置することを継続する。

教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

- ・栄養教諭や町の学習生活支援員が配膳や片付け等の手伝いを行い負担を軽減する。

⑮授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員、学習生活支援員、理科観察実験アシスタントを配置することで、教育職員の負担を軽減する。

⑯学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能強化を図り、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・パソコンやICT機器を配備し、事務効率化を図る。

⑰学校行事の準備・運営

- ・学習効果の観点から、各学校の教育課程における学校行事の見直しを図ることを促進していく。
- ・各校へ教員業務支援員を配置し、担当職員のサポートをすることで、負担を軽減する。

⑱進路指導の準備

- ・キャリア教育に関する情報収集等について、地域学校協働活動推進員や教員業務支援員との協働を促進し、担当教員の負担を軽減する。

⑨支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワークコーディネーター等を配置し、専門的な知見をもって対応することで、教育職員の負担を軽減する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間以上を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の改善を推進する。
- ・心身の健康問題について、県の相談窓口を活用する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行のため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。